

関係施設・事業所管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

平成26年度サービス提供体制強化加算の算定について

平成26年度のサービス提供体制強化加算の算定については、常勤換算方法により算出した平成25年度（平成25年4月～平成26年2月の11ヶ月）の平均値を用いることとなります。

つきましては、前年度の実績が6月以上ある事業所で、平成26年度も引き続き当加算を算定する事業所は、前年度実績を確認し、平成26年度は当加算が算定できない場合及び区分が変更となる場合は、届出書を提出して下さい。（引き続き当加算（区分変更なし）を算定する場合は、届出書を提出する必要はありません。）

なお、前年度の実績が6月に満たない事業所（新規、再開事業所等を含む）については、平成26年度も引き続き届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均値を用いることとし、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員割合について、毎月継続的に所定の割合を継続する必要があります。

記

1. 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) サービス提供体制強化加算に関する届出書及び必要な添付書類
- (4) サービス提供体制強化加算計算表

2. 提出期限 平成26年3月14日（金）必着

3. 提出先 ○所在地が高松市である事業所

高松市 健康福祉局 介護保険課 相談指導係

電話(087)839-2326

○所在地が高松市以外である事業所

香川県 健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ（訪問・通所）

電話(087)832-3274

施設サービスグループ（施設・短期入所）

電話(087)832-3266

4. その他

前年度の実績計算については、次の参考様式を掲載しますので、ご利用ください。

- (1) サービス提供体制強化加算計算表①（介護福祉士等の割合）
- (2) サービス提供体制強化加算計算表②（勤続年数3年以上の職員の割合）
- (3) サービス提供体制強化加算計算表③（常勤職員の割合）